

2014年4月4日

大津市遺族

## いじめ対策の現状と課題についての小西議員への報告

## はじめに

「いじめ防止対策推進法」と「いじめ防止基本方針」は、私の息子のいじめ自死事件や全国で起きた自死事件があり、学校や教育委員会の不適切な対応があったからこそ作られたものであり、いわば子どもたちの命と引き換えに作られたものだとして理解しています。しかしながら、施行から6か月も経った今なお、いじめによって子どもの命が奪われる悲惨な事件が全国で起こり、学校や教育委員会においては、法律・基本方針に則った適切な対応がなされていないのが現状です。一日でも早く新しい制度の正しい趣旨が学校教育現場で徹底されることを全国のいじめにあっている子どもたちや保護者は待ち望んでいます。

## 28条の重大事態の対処のためのガイドラインの制定を

現在、子どもの自殺が起きたり不登校が長期にわたるといった重大事態が起きた場合、重大事態の対処を定めるいじめ防止対策推進法 28条等の解釈を恣意的に歪曲した対応が学校や教育委員会においてなされています。法律が成立し、国の基本方針が策定された後も全国各地で遺族や被害者は、学校や教育委員会の不適切な対応に苦しめられ続けています。親の知る権利を実現するための法的な説明責任であるはずの情報の開示もされず、被害者から見て公平・公正・中立・独立性が担保されたといえる第三者委員会の設置もままならない状況です。

- ・ 山形県天童市で本年1月にいじめを背景とする自死事件が起きましたが、学校や教育委員会はアンケートの開示を拒み、遺族の意見を無視して第三者委員会の設置をすすめようとしていました。
- ・ 広島県尾道市で重大ないじめにより長期間不登校となっている事件が起きていますが、第三者委員会の設置について、被害者側に説明が一切ないばかりか被害者側からの再三にわたる意見を無視して、委員の人選が行われ、設置要綱が作られ、第1回の会合が強行されました。
- ・ 奈良県橿原市で昨年3月に発生したいじめを背景とした自死事件についても、当初、教育委員会や自治体による歪曲した解釈のもと、アンケートの開示に応じず、また、顧問弁護士を委員とするといった教育委員会や自治体の利害による人選が行われました。
- ・ 2011年に起きた鹿児島県出水市のいじめ自死事件においては、事件から2年半を経過した今なおアンケートの開示がされず、本日、遺族は訴訟を提起しました。

私ども遺族としては、学校や各自治体における誤った法律の解釈による誤った運用を防ぎ、新法の趣旨に則った実効性のある適切な対応がなされるためにも、国において、速やかに具体的な実効性のあるガイドラインを策定することを望みます。